

COP26におけるパリ協定6条（市場メカニズム） 解説資料

**2021年12月23日
環境省 地球環境局
市場メカニズム室**

1. パリ協定6条の役割
2. パリ協定6条の実施指針
3. パリ協定6条交渉の経緯
4. 6条ルール合意を踏まえた
今後の実施方針

パリ協定6条の役割

パリ協定6条への期待

- ・パリ協定では、すべての国が**自国の温室効果ガスの排出削減目標**（Nationally Determined Contribution：NDC）等を定めることが規定されている。
- ・一方、世界の温室効果ガスの排出削減を効率的に進めるため、**パリ協定6条には、排出を減らした量を国際的に移転する「市場メカニズム」**が規定されている。
- ・COP26では、**パリ協定6条の実施ルール（実施指針）**について合意した。

6条により期待される効果

- ◆ 6条の実施ルールが合意され、施行されれば、**各国において、より効率的かつ追加的な削減の促進が可能**となる。各国が提出した削減目標では**120か国以上**が6条の活用に言及している。
- ◆ 専門家による試算では、6条の実施により2030年までに**世界全体で年間最大で90億トンCO2※1**の追加的削減量が実現されうるとするものもある。この量は、**2018年のCO2排出量（エネルギー起源）の約3割は相当**する量が6条により追加的に削減され得るというもの。
- ◆ グローバルな脱炭素市場や民間投資が活性化することにより、世界的な排出削減と同時に**各国の経済成長にも貢献**し、2030年時点で**20兆円※2**の市場規模が見込まれる。
- ◆ 6条の実施ルールは、国同士の削減量（クレジット）の移転だけではなく、**航空分野を始め、民間企業の自発的な削減の取組においても準用**されることから重要

※1 J. Edmonds et al. (2021). How much could article 6 enhance nationally determined contribution ambition toward Paris Agreement goals through economic efficiency?. Climate Change Economics, (2021) 2150007 (P18)

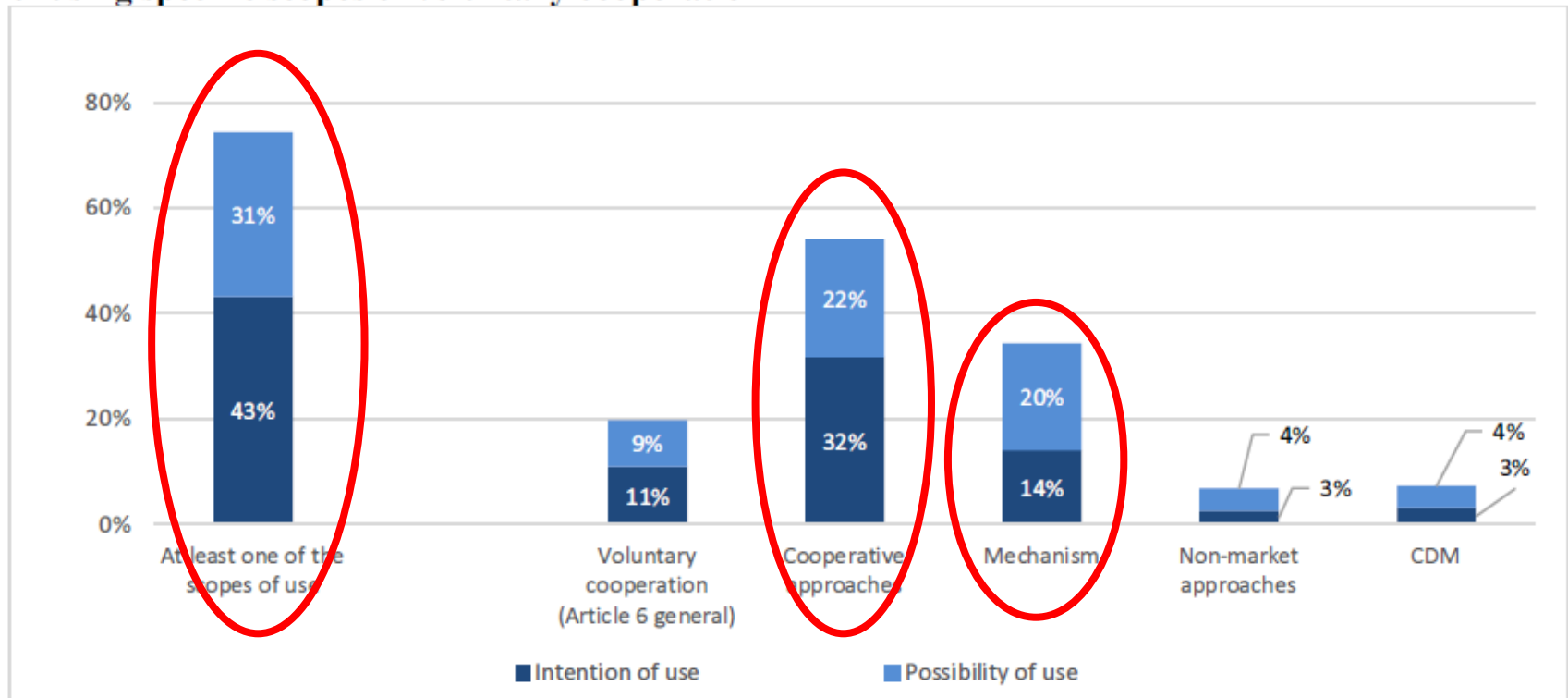
※2 世界銀行, State and Trends of Carbon Pricing 2017 (2017). P15, P64

各国の温室効果ガス排出削減目標（NDC）における6条の活用

新たにNDCを提出した165か国のうち、74%（122か国）が6条の活用に言及

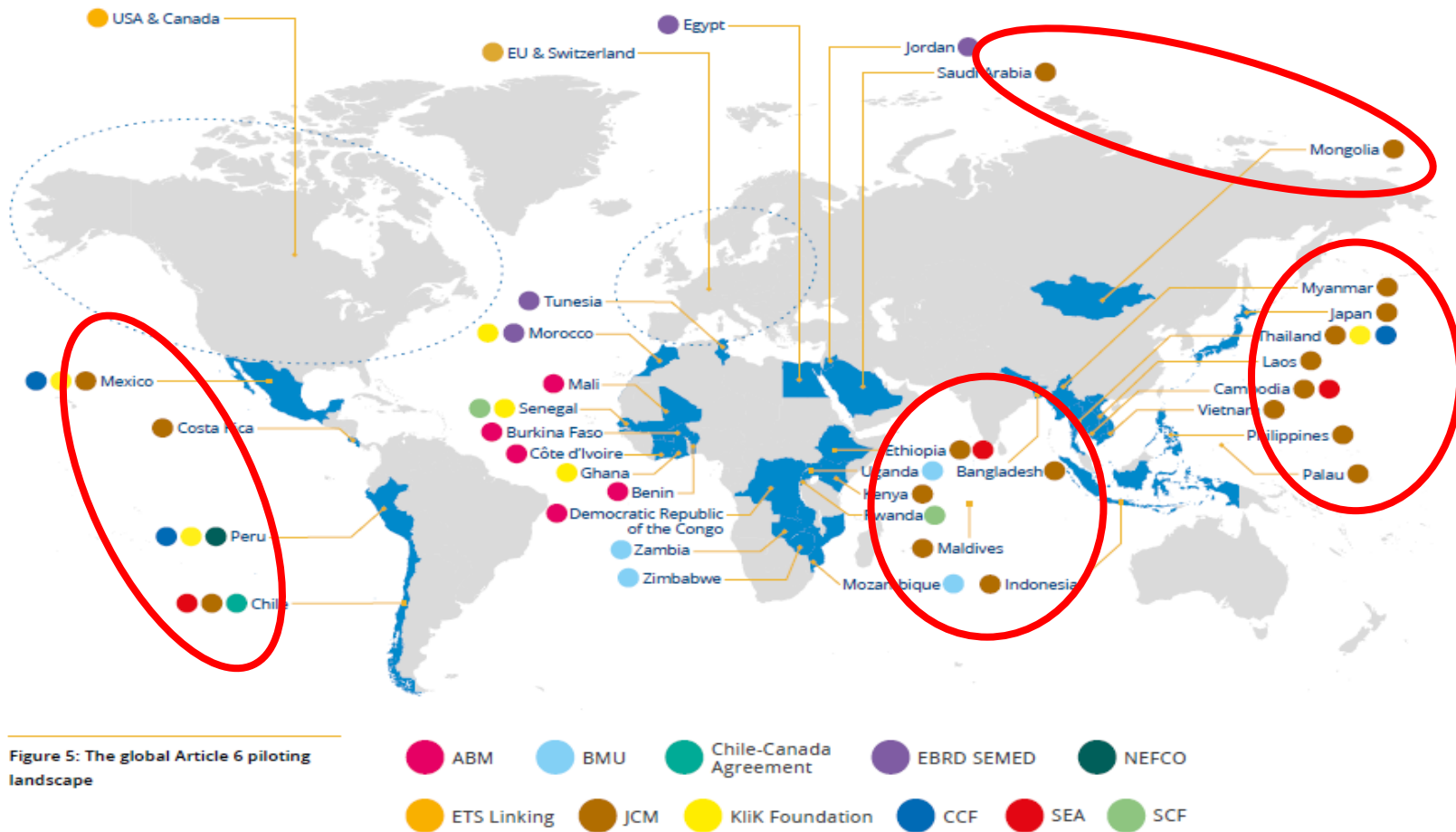
- ・ 6条2項協力的アプローチに言及：54%（89か国）
- ・ 6条4項メカニズムに言及：34%（56か国）
- ・ 6条8項非市場アプローチに言及：7%（11か国）
- ・ クリーン開発メカニズム（CDM）に言及：7%（11か国）

Share of Parties indicating in nationally determined contributions the intention to use or possibility of using specific scopes of voluntary cooperation



“Nationally determined contributions under the Paris Agreement Revised synthesis report” by the secretariat
NDC総合報告書（2021）UNFCCC より引用

6 条関連の取組概況（ETS連携、炭素クレジット制度、制度構築支援等）



ABM：アフリカ開発銀行による適応を対象とする支援（非市場アプローチに該当）
 BMU：ドイツ環境省による6条キャピタル支援
 チリ-カナダ合意：メタン削減を含む環境協力
 EBRD-SEMED：欧州復興開発銀行（EBRD）による南東地中海地域（SEMED）に対する技術協力
 NEFCO：バレーにおける廃棄物分野を対象とした、国際移転可能な削減量創出のパイロット事業

JCM：日本政府とパートナー国政府による二国間クレジット制度
 Klik Foundation：スイス二酸化炭素法に基づく削減クレジット購入のための基金
 CCF：スイス政府による6条活動支援のための基金
 SEA：スウェーデンエネルギー庁による6条に関する調査・パイロット事業
 SCF：世銀によるCDMのパリ協定メカニズムへの移管や6条関連活動を対象とした活動枠組

国際航空分野における温室効果ガス（GHG）排出削減

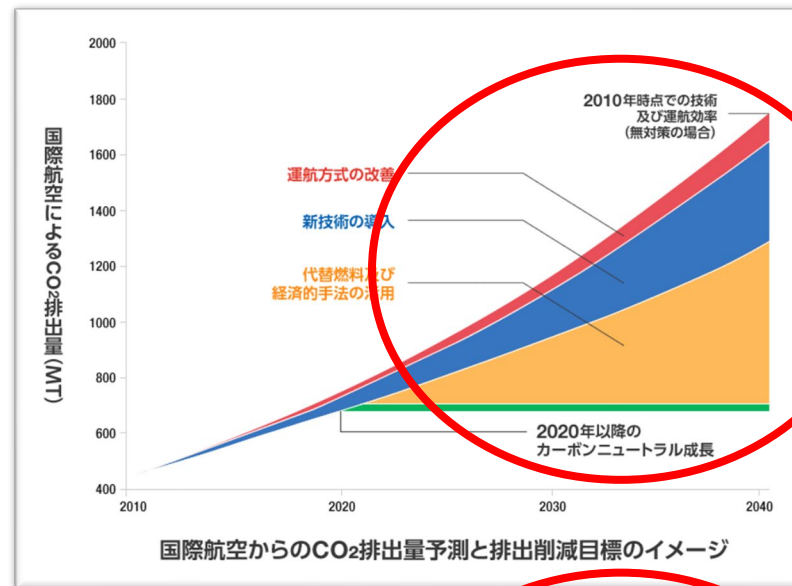
グローバル削減目標

- ① 2050年まで年平均2%の燃費効率改善
- ② 2020年以降、温室効果ガスの排出を増加させない（2020年以降のカーボンニュートラル成長）

目標達成の手段

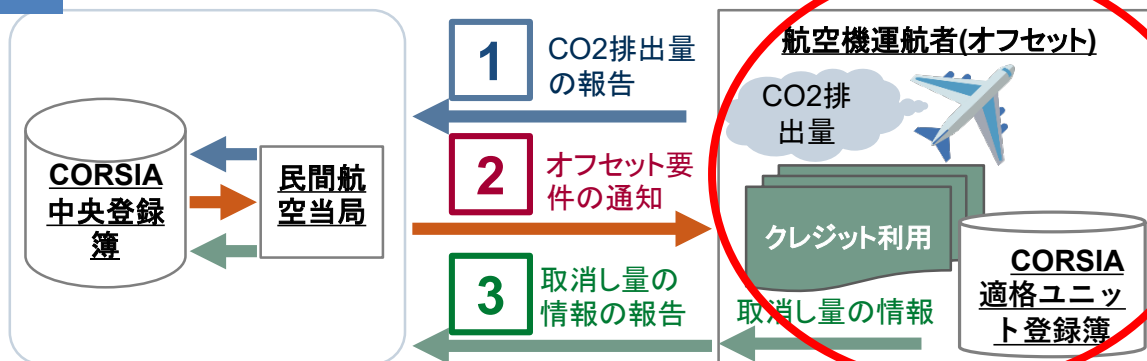
この目標達成に向けて、以下4つの対策（Basket of measures）推進：

(1) 新技術の導入（新型機材等）(2) 運航方式の改善 (3) 代替燃料の活用に向けた取組 (4) 経済的手法の導入 * (1)～(3)の対策で不足する部分について、(4)により対応 ⇒ (4)は「**国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation : CORSIA）**」として実施



CORSIAとオフセットクレジット

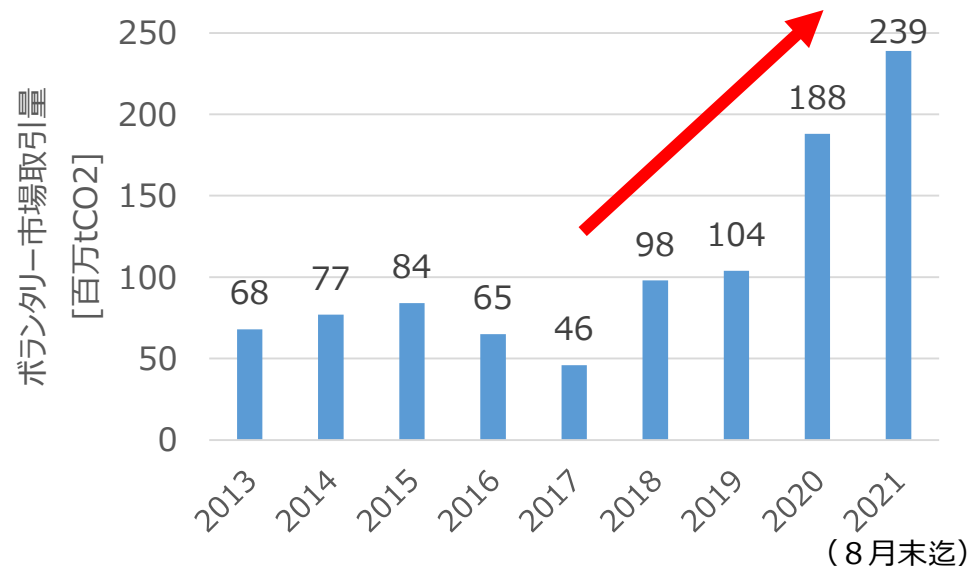
- クリーン開発メカニズム(CDM)、Verified Carbon Standard(VCS)等のクレジットをオフセットに活用可能
- 各制度のクレジットをCORSIAのオフセット要件達成を目的として取消し、取消量を報告



ボランタリークレジットとは

制度名	運営機関	対象地域	対象分野	取引量 (百万tCO ₂)	取引単価 (USD)
Verified Carbon Standard	Verra	全世界	再エネ、農林業・土地利用等	125.6	4.17
Gold Standard	Gold Standard 財団	全世界	再エネ、植林、コミュニティサービス(浄水等)	5.2	3.94
Climate Action Reserve	Climate Action Reserve	米国・一部メキシコ	林業、家畜管理、廃棄物処分場、フロン破壊	4.9	2.12
American Carbon Registry	Winrock International	全世界	森林、フロン破壊、工業プロセス改善、運輸等	2.0	11.37

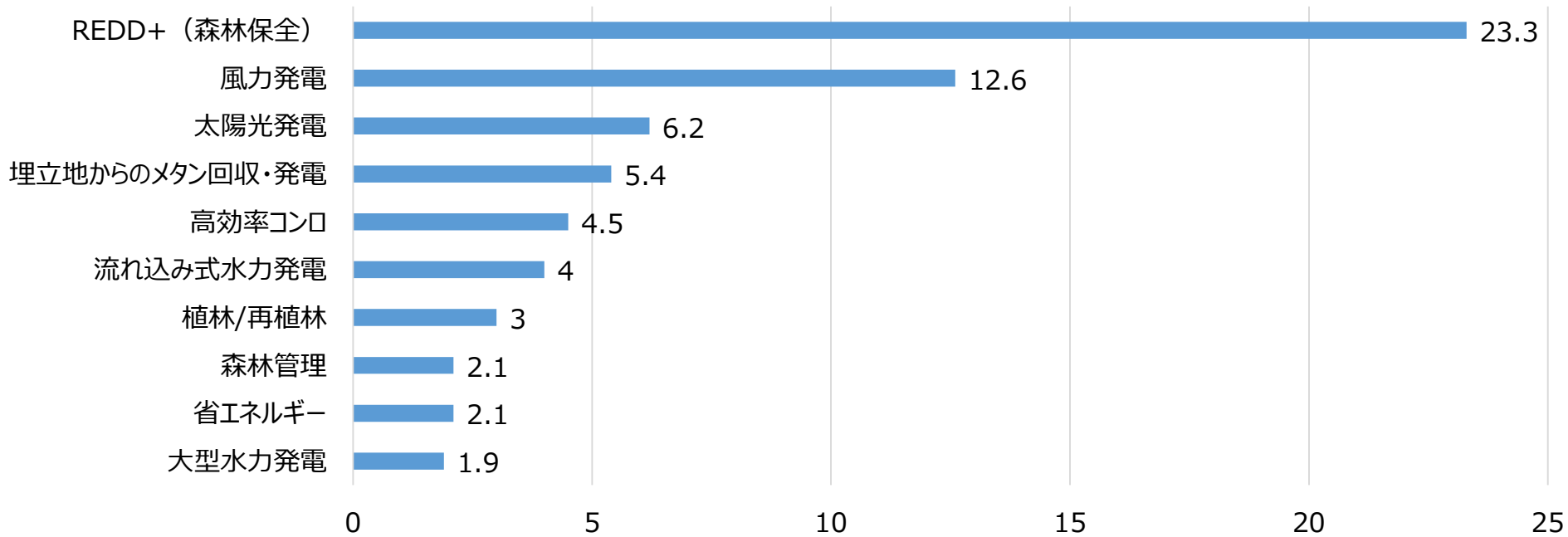
クレジット種類の大まかな分類	主要な目的
民間主体 ボランタリークレジット (民間セクター主導)	企業の自主的な活用
政府主体 二国間の協力的アプローチ (二国間クレジット制度等)	NDCへ活用
国連管理 (パリ協定6条4項)	NDCへ活用



各種制度ウェブサイトおよびForest Trends「Ecosystem Marketplace's State of the Voluntary Carbon Markets 2021」
(2021)より環境省作成 ※取引量及び単価は2021年8月までのデータに基づく

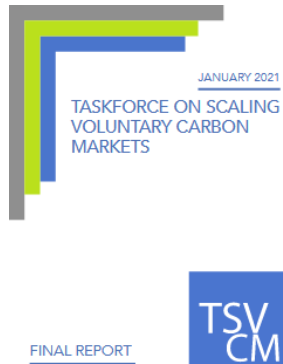
ボランタリークレジット：プロジェクトタイプ別取引量

クレジット取引量（100万トン/年 2019年）



※上位10位を抜粋

World Bank, State and Trends of Carbon Pricing 2021 より環境省作成



TSVCM (Taskforce on Scaling Voluntary Carbon Markets) (2021) によれば、2030年の80-120億tCO₂のクレジットのポテンシャルのうち、実際に自主的炭素市場に供給可能と推測される量は10~50億tCO₂と予測されている。

Taskforce on Scaling Voluntary Carbon Markets, FINAL REPORT (2021年1月) より環境省作成

パリ協定6条の実施指針

6条関連決定概要

6条2項ガイダンス（協力的アプローチ）

- ・二重計上を防止するルール（**相当調整**）
- ・6条**報告・審査・記録システム**等の規定
- ・JCM（Joint Crediting Mechanism）を含む**2国間メカニズム**が対象

緩和成果の
移転 ⇄

6条4項メカニズム（国連管理メカニズム）

- ・6条**監督委員会**が運用を担当
- ・**ホスト国が承認するクレジット**に対して**相当調整**がなされ、各国の削減目標（NDC）等に活用可能
- ・**適応支援（SOP）と地球全体の排出削減（OMGE）**
- ・2020年までのCDMクレジットに関しては、2013年以降に登録されたプロジェクトから得られたもののみを移管
- ・**野心的なベースライン・追加性**

緩和成果の
創出 ~~✕~~

京都議定書（CDM）に関する決定

- ・**京都議定書下のクリーン開発メカニズム(CDM)からの移行**を規定
- ・**2021年以降のプロジェクト登録申請**を、6条4項メカニズムが立ち上がるまで**暫定措置**として継続
- ・CDM信託基金を6条4項メカニズムの活用及び能力構築事業に活用、また**適応基金**に移転することを決定

京都議定書
からの移行 ⇄


13条透明性枠組みガイダンス

- ・6条に関する透明性における**共通報告事項の表及び構造表**
- ・2024年以降、隔年で報告

6条に関する透明性報告 

6条8項非市場アプローチ

- ・**緩和成果の移転を伴わない国際協力の枠組み**を規定
- ・ガバナンスについては、**非市場アプローチ（NMA）グラスゴー委員会**を設置。
- ・**適応**など、様々な取り組みをカバー

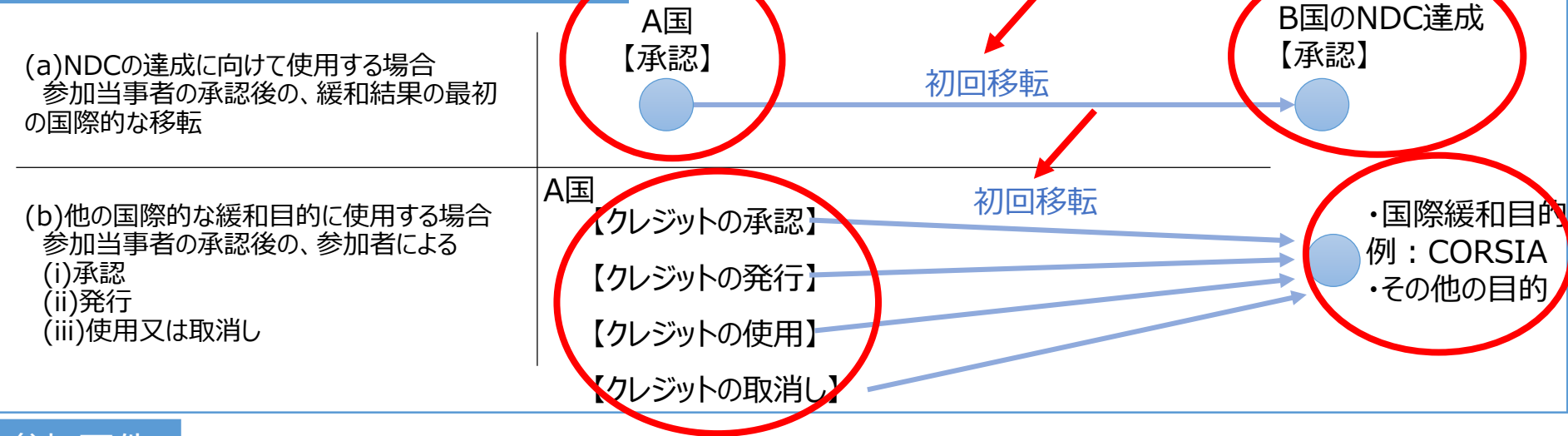
取引を伴わない
協力 

国際移転の定義

ITMOs（国際的に移転される緩和成果）の定義

実在し、 検証され、 追加的	国際移転さ れる 排出削減量、 吸収量	二酸化炭素換算 (tCO ₂ eq)、ま たはその他の単位	NDC達成に 使用	2021年以降 の緩和成果	以下の目的のため の使用が承認され た緩和成果 ・CORSIA等の国 際緩和目的 その他の目的	以下の目的のため の使用 が承認された6条4項メ カニズムの下の排出削減 ・NDC ・CORSIA等 その他の目的
----------------------	------------------------------	--	--------------	------------------	--	---

初回移転（first transfer）の定義



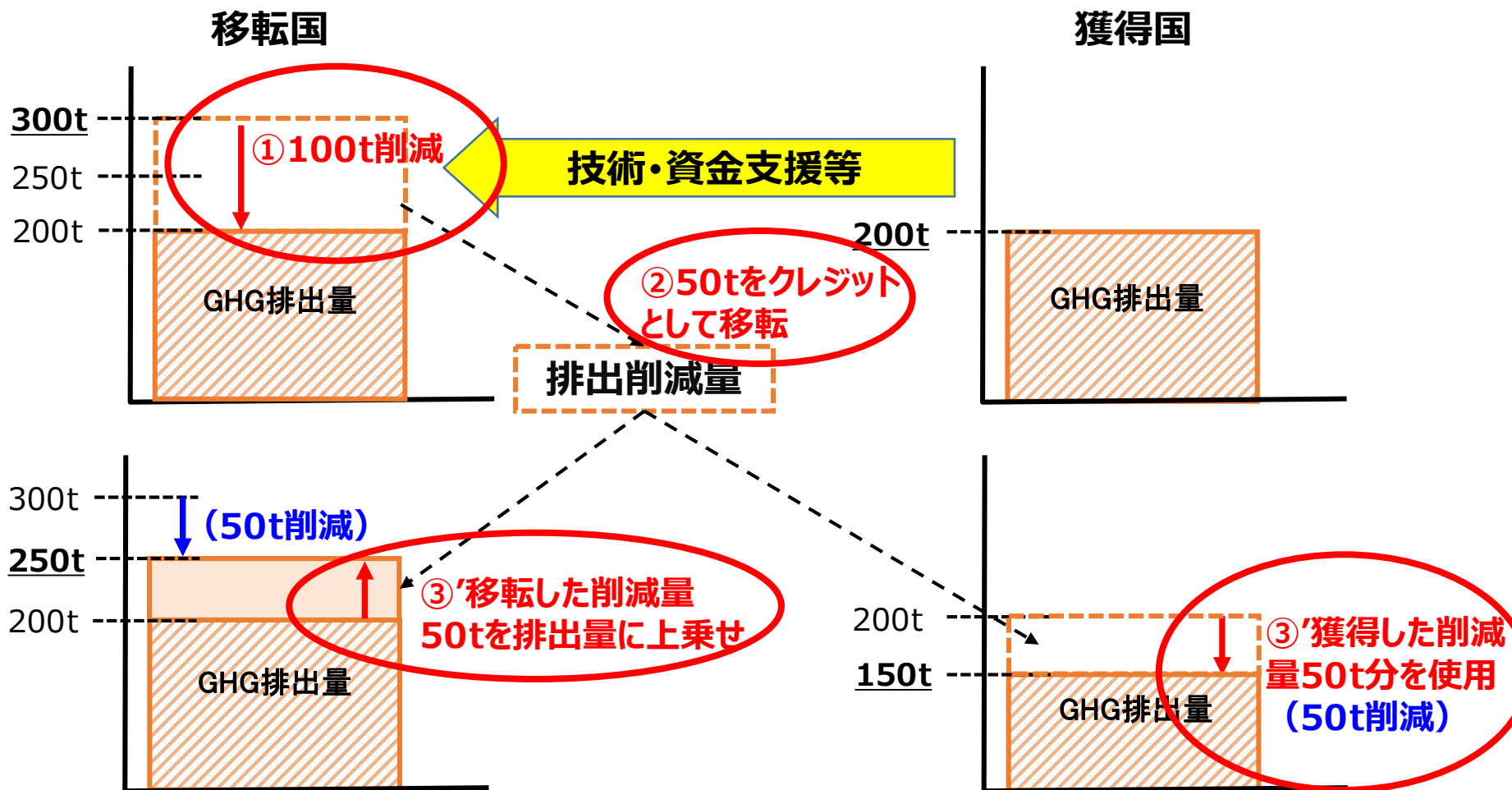
参加要件

パリ協定の 締約国	4条2項に従って NDCを作成・通 報・維持してい ること	ITMOsの使 用を承認するた めの体制が整っ ていること	ITMOsを追跡 するための体制 が整っていること	国別排出量 目録を提出 していること	NDC、長期低排出開発戦略、 パリ協定の長期目標達成に 貢献すること
--------------	--	--	---------------------------------	--------------------------	--

国際移転の二重計上の防止

- ◆ 各国の削減目標達成へのダブルカウント（二重計上）を防止するため、**移転された削減量が獲得国の目標達成にのみ使用されていることが必要**
- ◆ このため、削減量を移転国の排出量に上乗せする（**相当調整**）

相当調整の例



相当調整の手法

- 原則**
- ・透明性、完全性、互換性、一貫性
 - ・NDC実施期間内で排出増をもたらさないこと
 - ・参加国のNDCの実施及び達成と整合性があり、代表的なものであること

NDC	手法	相当調整タイミング	イメージ (獲得国)
<p>単年目標</p> <p>(例: 日本、米国、カナダ)</p>	<p>排出経路又は炭素予算により、単年目標を、暫定的な複数年目標に構成し直し、使用したITMOs量を年ごとにカウント</p>	<p>毎年相当調整</p>	
	<p>NDC実施期間に使用したITMOs移転量の平均値を毎年算出し、暫定的に毎年カウント、最終的な相当調整は、NDCの目標年に対して適用</p>	<p>毎年のみなし相当調整</p>	
<p>複数年目標</p> <p>(例: 豪州、ニュージーランド)</p>	<p>排出経路又は炭素予算に対して、使用したITMOs量を年ごとにカウント、最後に合計値で相当調整適用</p>	<p>毎年相当調整</p>	

国際取引の単位

温室効果ガス(GHG)単位

• t-CO₂eq
(CO₂、メタン、N₂O、等)

- 相当調整の例：排出削減量のITMOsの初回移転・使用について、NDC対象排出量に対して実施
- NDCの例：日本、コスタリカ

温室効果ガス以外の単位

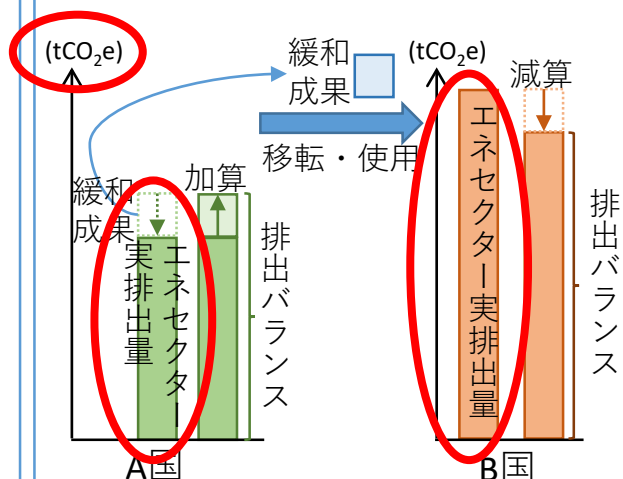
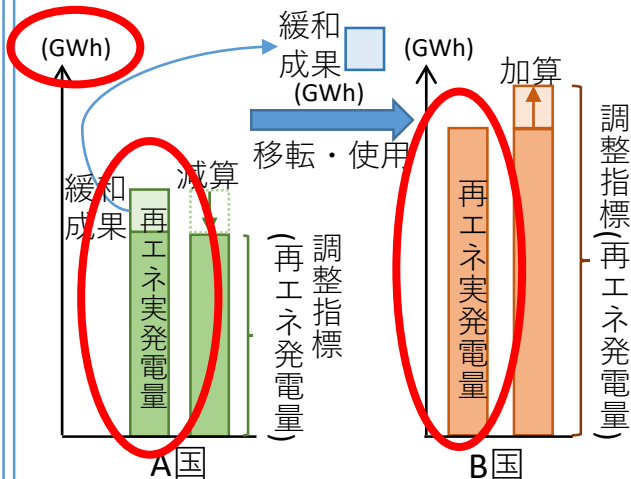
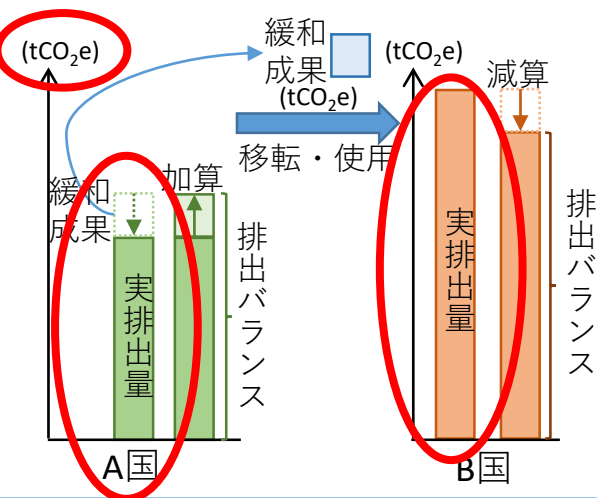
• GWh (再エネ発電量)

- 相当調整の例：再エネ発電量(GWh単位)のITMOsの初回移転・使用について、再エネ発電量に対して実施
- NDCの例：ミャンマー(再エネ30%増加)、スリナメ(再エネシェア35%以上、森林被覆面積の維持)

政策措置 (初回のNDCのみ)

• 政策措置による排出量の定量化 (t-CO₂eq)

- 相当調整の例：低炭素技術普及による排出削減量のITMOsの初回移転・使用について、関連するエネルギーセクターの排出量に対して実施
- NDCの例：エジプト(低炭素エネ生産技術普及等)



6条報告

初期報告（2022年～）

6条報告の開始

- ・ITMOS承認前、又は次の隔年透明性報告書と一緒に提出

参加条件

- ・参加責任の履行
- ・ITMOSの単位、相当調整の手法
- ・NDCの情報、政策措置の定量化（非GHG単位を含む）
- ・参加国によるITMOS承認の写し、協力的アプローチの概要

環境十全性の確保

- ・NDC実施期間内の排出増が無いことを確保
- ・ガバナンス、緩和成果のクオリティ
- ・非持続性の最小化

その他の方法

- ・人権や原住民の権利等への配慮
- ・持続可能な開発目標との整合
- ・セーフガード・制限の適用
- ・適応への貢献
- ・世界全体の排出削減(OMGE) 等

年次情報（2023年～）

クレジット情報を国連の6条データベースに記録

- ・毎年4月15日までに提出（国別排出量目録と一緒に提出することを想定）

ITMOSに関する定量情報

- ・ITMOSの承認(NDC及びその他国際緩和目的)
- ・初回移転、移転、取得、保有、取消、自主的取消の量
- ・OMGE使用量、NDC使用量

- ・協力的アプローチ
- ・承認されたその他国際緩和目的
- ・初回移転国、使用国/機関名

背景情報

- ・削減年
- ・セクター、活動内容
- ・固有の識別子

定期情報（2024年～）

6条の実施及びNDC達成状況の報告

- ・該当する年の12月31日までに、パリ協定隔年透明性報告書の附属書として提出。

協力的アプローチの概要

- ・参加責任の履行
- ・ITMOSの承認（NDC及びその他国際緩和目的）
- ・相当調整の実施方法
- ・使用済ITMOSの移転等防止方法 等

協力的アプローチにおける方法

- ・GHGsの緩和とNDC実施への貢献
- ・環境十全性の確保
- ・緩和成果の測定(tCO₂e単位)
- ・非GHG単位のtCO₂e単位への換算の適切性確保
- ・緩和コベネフィットの測定

年次情報

- ・NDCの排出量
- ・ITMOS初回移転量
- ・その他国際緩和目的で承認された緩和成果量、承認された機関名
- ・NDC達成への使用量
- ・相当調整の合計量
- ・非GHG指標のレベル
- ・年次排出バランス、又は年次調整指標
- ・最終的なNDC達成状況 等

6条報告の審査と記録システム

6条報告の審査（2025年～）

2024年提出の定期情報を審査

デスク審査、又は中央審査
・6条専門家審査チームが、初期報告、及び定期情報の整合性を審査

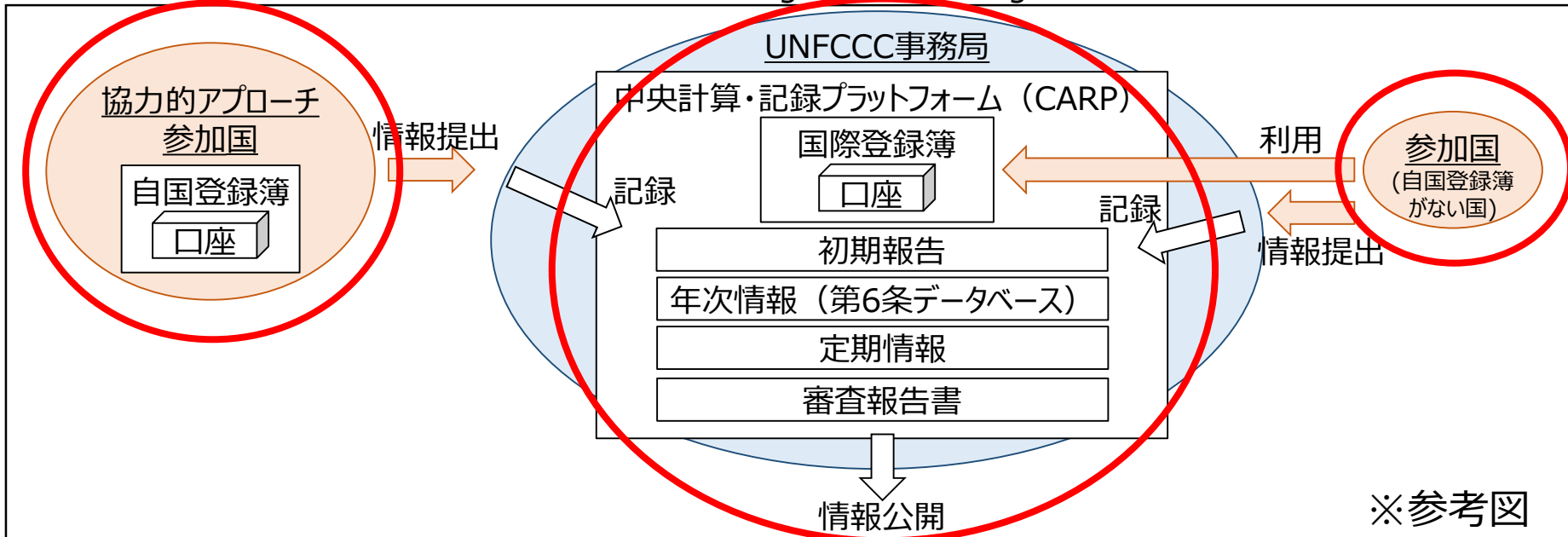
審査に関する報告書の作成
・6条専門家審査チームが、審査結果をまとめた報告書を作成（必要に応じ、各国への改善提案が含まれる）

審査に関する報告書の提出・公表
・6条専門家審査チームが、透明性枠組みの技術専門家審査のため、報告書を提出
・報告書は中央計算・記録プラットフォームで公表

※審査ガイドラインは2022年11月（COP27）の採択に向けて作成

6条の記録システム（2023年～）

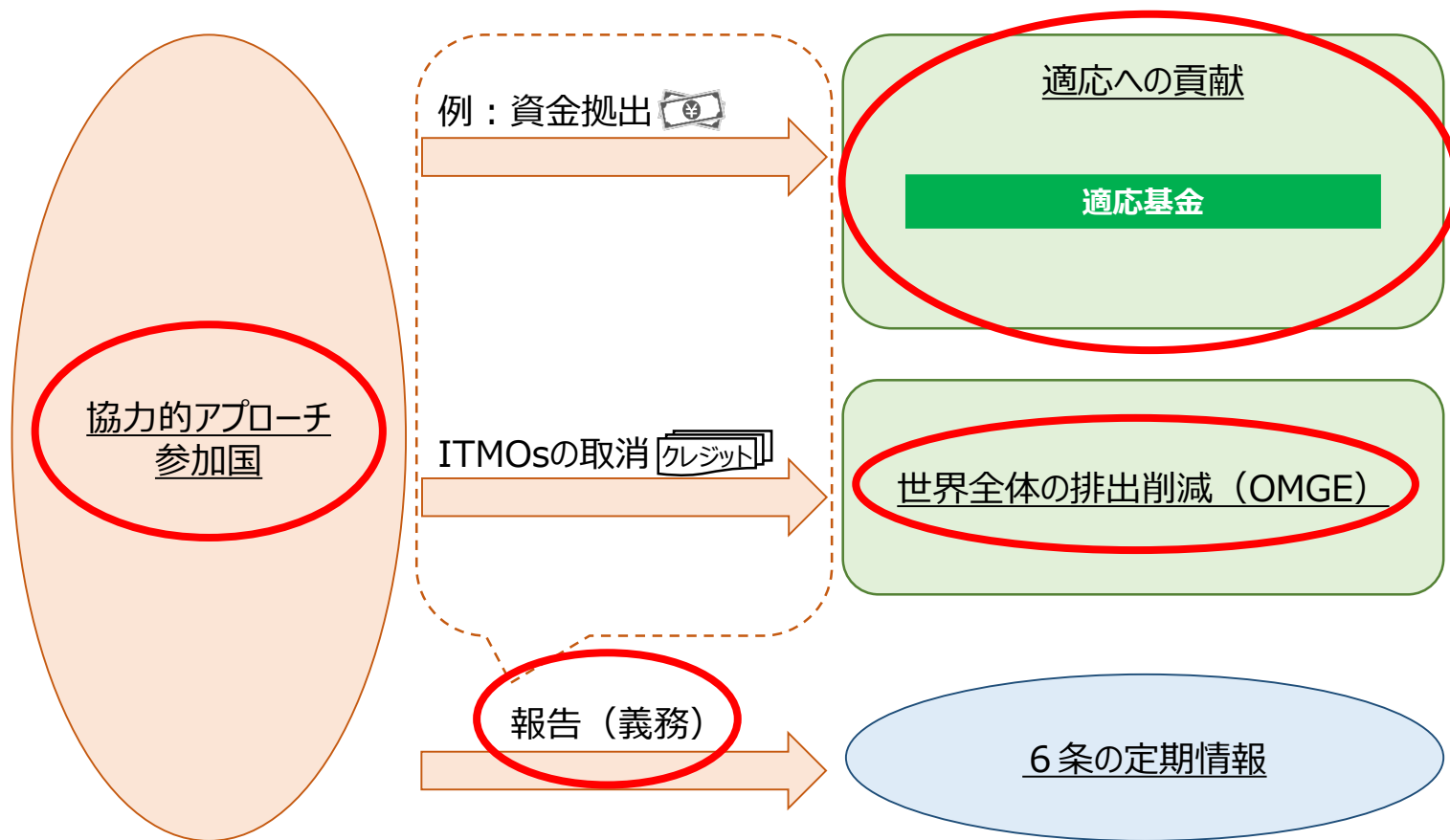
- ・6条2項用の登録簿は、各国が整備
- ・登録簿を保有しない国には、「国際登録簿」を活用
- ・6条データベースを構築。情報の不整合についても確認し、該当する国に通知
- ・中央計算・記録プラットフォーム（Centralized Accounting and Reporting Platform : CARP）の構築



2022年11月（COP27）の採択に向けてシステム設計詳細についての勧告を作成

6条2項を通じた緩和と適応への野心向上

- ・適応への貢献（特に適応基金を通じた貢献）を強く推奨。資金拠出内容については定期的な報告を義務づけ。（6条4項のもとでの適応資金支援も考慮。）
- ・NDCに算定しない削減量やその他の国際的な緩和目的のための削減量の取消が強く推奨。世界全体の排出削減（OMGE）については定期的な報告を義務付け。（6条4項のもとでの手法も考慮。）



6条2項ガイダンス：作業計画

サブミッション（2022年3月31日まで）

- ① 6条報告に関する表とアウトラインのオプションについて
- ② 6条の記録追跡システムのインフラストラクチャに関するオプションについて

2022年3月

UNFCCC事務局における作業

- ① 6条報告の表とアウトライン策定のための技術ワークショップ開催
- ② 6条の記録追跡システムのインフラストラクチャに関するオプション策定のための技術ワークショップ開催
- ③ 地域協力センター（RCC）を活用した能力構築事業の計画と実施
 - ・6条報告を含めた組織的なアレンジメント、LDC・SIDSの6条参加支援
- ④ 6条専門家審査の取りまとめと公開

補助機関会合（SBSTA）における作業（2022年6月）

- ① 以下の事項に関する検討と勧告の策定
 - ・LDC、SIDSにおける特別な状況
 - ・相当調整の手法に対する更なるガイダンス（排出経路、炭素予算、平均手法に関して関連する指標及び累積排出量の計算方法、平均値の代表性証明と毎年の移転量との差）
 - ・排出回避をITMOsに含めるかどうか
 - ② 6条報告（年次報告・隔年報告）の表とアウトライン作成
 - ③ 6条審査に関するガイドライン作成
 - ・情報の整合性、卓上・中央審査、特秘事項の扱い、情報の不整合への対応、審査の実施方法、6条技術審査チームの構成、透明性審査との連携など
 - ④ 6条の記録追跡システムのインフラストラクチャについての勧告作成
 - ・登録簿に関するガイダンス、国際登録簿、6条データベース、中央アカウンティング報告プラットフォーム
- ・ガイダンスのレビューをSBSTAにて2028年に開始し、2030年に終了。
（参加要件、相当調整、報告、審査、セーフガード・リミットに関して）

2022年6月

2022年11月

6条4項メカニズム監督委員会

監督委員会 **メカニズムを監督する機関の設置と手続きの規定**

- 監督機関 (Supervisory Body) は24名のメンバーで構成 (地域やジェンダーバランスを考慮)
- 議長と副議長を選出



- 監督機関は以下の役割を担う。
 - ✓ 削減量計算のための**方法論の開発**と承認
 - ✓ 6条4項メカニズムの活動の**登録**、クレジット期間の更新、クレジットの発行
 - ✓ **人権や先住民族の権利**の考慮、**環境セーフガード**や、**持続可能な開発**への配慮のためのツールの開発
 - ✓ 6条4項メカニズムに関するウェブサイトの開発
 - ✓ その他、メカニズムを実施するための支援
- 監督機関を支援する事務局の設置。

6条4項メカニズムの活動デザイン・方法論

参加要件

NDCや長期目標達成への言及、ホスト国の役割向上

- ・64プロジェクトをホスト国が認定する際、NDCの達成、**長期低炭素排出開発戦略**、**パリ協定の長期目標へ貢献**することを確保
- ・プロジェクト実施国（ホスト国）によるベースライン、クレジット期間の特定が可能

64活動デザイン

野心の向上に寄与する活動

- ・活動は以下の要件を満たすものでなければならない
 - 追加的なGHG排出の緩和を達成するものであり、世界の排出を増加させるものでないこと
 - プロジェクト、活動プログラム、または監督委員会が承認する活動であること
 - ホスト国の排出削減を達成すること
 - 現実的で測定可能で長期的な便益を提供し、非持続性のリスクを最小化し、リーケージのリスクを最小化した上で削減・吸収量算定において発生するリーケージを考慮し、負の環境・社会的影響を最小化・回避すること
 - ローカルステークホルダーコンサルテーション（現地説明会）を実施すること
- ・クレジット期間について、
排出削減活動：
 - 5年**(最大2回更新可能)
 - 10年**(更新不可)吸収活動：
 - 15年**(最大2回更新可能)

方法論（ベースライン・追加性）

ゼロエミッションの達成に向けた方法論

- ・原則部分にて、**野心の向上**、**BAUより低いこと**、ホスト国のNDC及び長期戦略、パリ協定長期目標に整合的であること
- ・ベースラインアプローチとして、**BAT (Best Available Technology)**、**ベンチマーク**、より低く設定する既存・歴史排出量の適用（ホスト国はより野心的なアプローチを設定可能）
- ・標準化ベースライン
- ・追加性にて政策、規制、法律の考慮及び炭素集約的技術のロックインを回避

6条4項:許可と承認

許可と承認 (Approval and authorization)

ホスト国による活動の許可とクレジット使用の承認

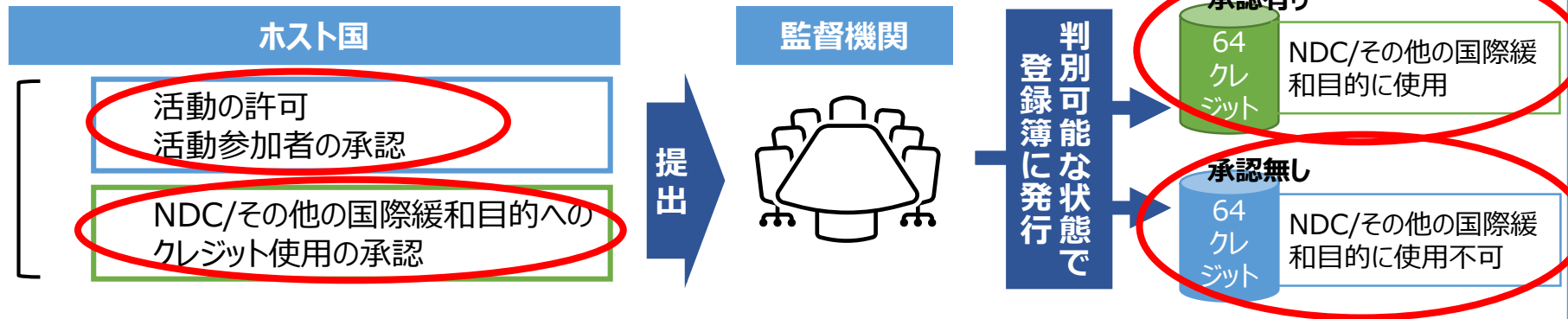
①プロジェクト活動の許可

- ・持続可能な開発への貢献
- ・クレジット期間の更新有無
- ・ホスト国NDCへの貢献

②プロジェクト参加者の承認

③64クレジットの承認

- ・64クレジットのNDC及びその他の国際緩和目標（CORSIAやボランタリーマーケット）への使用に関する承認。
- ・承認に関する情報（対象となるクレジットの期間や量など）を書面で提出。また、その他の国際緩和目標に使用する場合、最初の移転（クレジットの発行時、キャンセル時など）についてホスト国が定義して書面で提出。
- ・ホスト国はNDC及び国際緩和目標への使用に対して承認をしたクレジットについてSOP、OMGEを含めて相当調整を適用する。
- ・ホスト国はその他の目的への使用に対して承認をしたクレジットについてSOP、OMGEを含めて相当調整を適用する。
- ・その他、各締約国は最初の移転が行われる前にプロジェクト参加者の承認を行う。



クレジット発行

- ・承認の手續に従い、64登録簿にてNDC及びその他の国際緩和目的に64クレジットが承認されているかどうかを識別 (distinguish) する。

メカニズム登録簿

- ・口座の設定（保有、償却、キャンセル、SOP、OMGE等）
- ・6条2項における国際登録簿との連結

6条4項:適応支援 (SOP) と地球全体の排出削減 (OMGE)

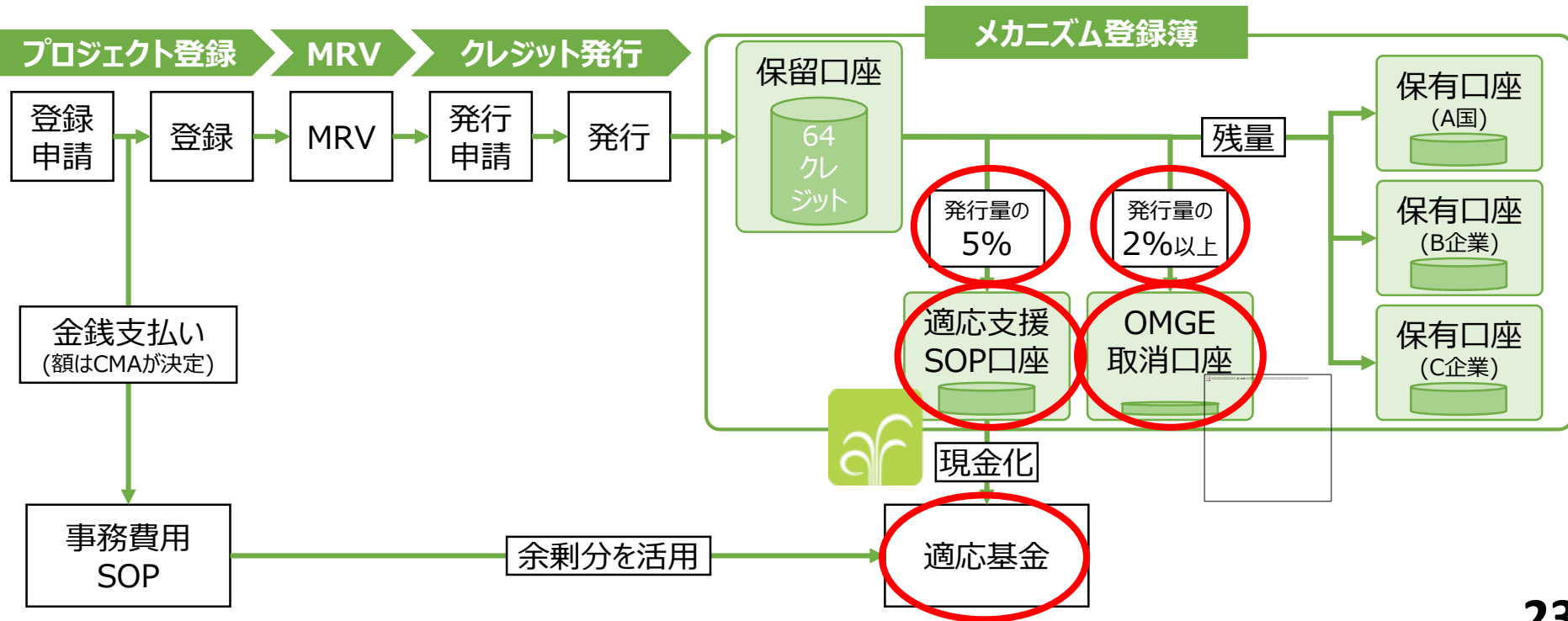
Share of proceeds ; SOP (適応支援及び事務費用)

クレジットを適応基金に活用

- 64クレジットの発行時に5%分を差し引く
- 課金の手法についても監督委員会によって設定可能
- ホスト国によって承認された64クレジットは相当調整が適用される

Overall Mitigation in Global Emission; OMGE (世界全体の排出削減) への貢献

- 発行された64クレジットの少なくとも2%をOMGEキャンセル口座に初期移転する
- OMGE用にキャンセルされたクレジットはNDC及びその他の国際緩和目的に活用できない
- ホスト国によって承認された64クレジットは相当調整が適用される



6条4項:CDMプロジェクト、プレ2020CER（クレジット）の移管

CDMプロジェクト活動の移管及びCERの第1NDCへの使用

CDMプロジェクトの移管

・以下の条件を満たす**CDM及びPoA**（現在、暫定的な登録申請をしているものも含む）**について64プロジェクトとして登録可能**

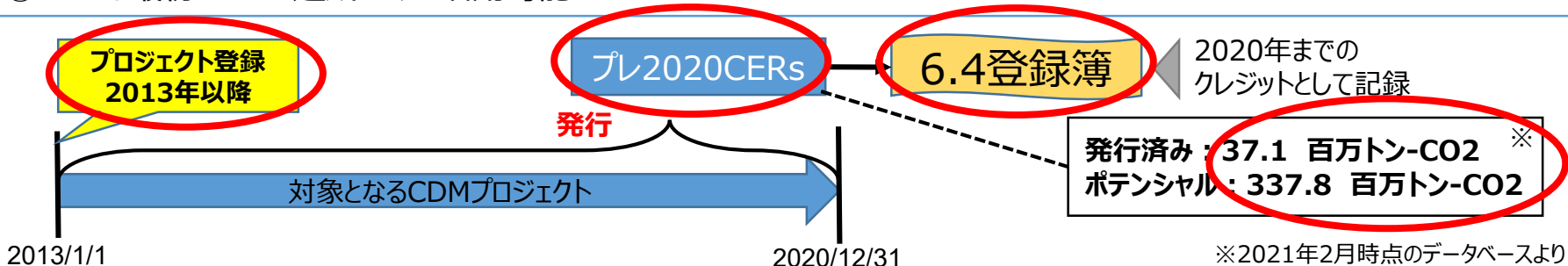
- ①2023年12月31日までに64への移管申請を**UNFCCC事務局及びCDMホスト国に通知**。
- ②2025年12月31日までに移管に関する**CDMホスト国からの承認**を得る。
- ③移管するプロジェクトについては相当調整を含めた64のルールを適用する。
- ④CDM方法論をクレジット期間終了もしくは2025年12月31日まで適用
- ⑤小規模CDM及びPoAについて監督委員会にて定める迅速移管手続を適用



プレ2020CERの移管

・以下の条件の下、CERクレジットをNDCの達成に使用できる

- ①2013年以降に登録されたプロジェクト
- ②CERは64メカニズム登録簿に移転され2021年より前の削減として明記
- ③CERは最初のNDC達成のみに活用可能
- ④**相当調整及びSOPは適用されない**
- ⑤上記に該当しないクレジットの使用については将来のCMA決定に従う
- ⑥植林・再植林CDMからのクレジットについてはNDCに使用できない



※2021年2月時点のデータベースより

6条4項メカニズム:今後の作業

2022年2月

・監督委員会のメンバーを各国から推薦

6条4項メカニズム監督委員会における作業

- 規則についての詳細検討
 - ① 監督委員会の実施規則
 - ② 登録費用の設定
 - ③ 吸収源に関する方法論、クレジット期間、永続性等に関する検討
 - ④ 方法論の申請要件
- CERクレジットをNDCの達成に使用できる条件の検討
 - ① 方法論他、有効化審査、登録、検証、認証、発行、初期移転、OMGE等の手続き開発
 - ② CDM方法論他、関連する方法論のレビュー
 - ③ 持続可能性評価ツールの開発（2023年末まで）
 - ④ 第三者検証機関の認証基準手続（2023年末まで）
 - ⑤ 第三者検証機関の認定
 - ⑥ LDC・SIDSに対する優遇策の検討
 - ⑦ LDC・SIDSにおける中小企業の参画策の検討
 - ⑧ 地域社会・先住民プラットフォームとの連携
 - ⑨ ジェンダー行動計画の監督委員会における実施

監督委員会
(1回目)

2022年6月

SBSTA

SBSTAにおける作業

- ① 監督委員会とホスト国の役割
- ② CDMプロジェクト移管に関する手続
- ③ CER移管に関する手続
- ④ ホスト国による64実施報告
- ⑤ 64登録簿の運用
- ⑥ SOP（登録費用、適応支援）の運用手続
- ⑦ OMGEの運用手続
- ⑧ 排出回避及び保全活動を対象とするかどうかの検討

監督委員会
(2回目)

事務局に以下の作業を要請

・監督委員会との協議を踏まえ、ホスト国における組織的なアレンジメント、ベースラインの設定等に関する技術的な能力について、地域協力センター（RCC）を通じた能力構築プログラムの設計と実施

2022年11月

COP27

- ・SOPのレビュー（2026年までに実施し、以後5年ごと）
- ・OMGEのレビュー（2026年までに実施し、以後5年ごと）

京都議定書下のクリーン開発メカニズム（CDM）へのガイダンス

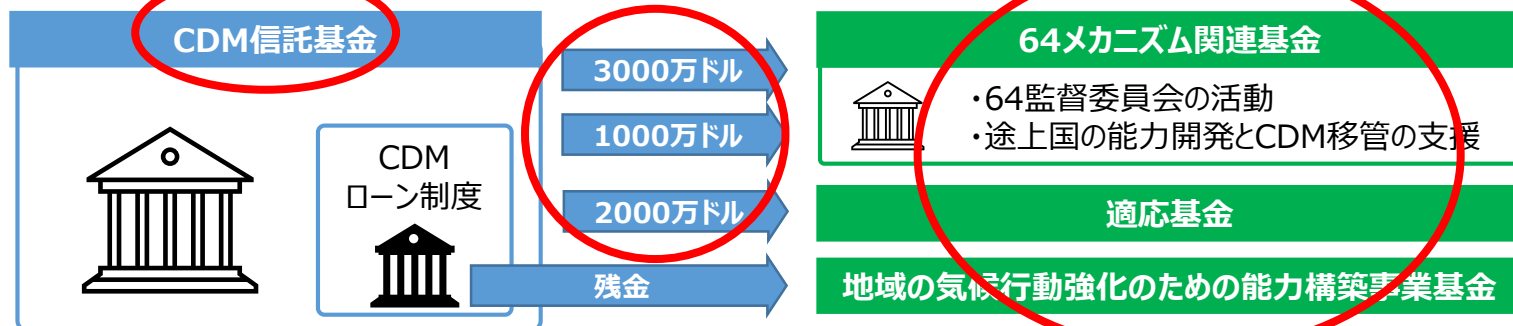
2021年以降のCDM扱い

- ① 暫定措置の維持（CDMとしてのプロジェクト登録申請/クレジット発行申請受付）
- ② 2021年以降のCDMとしての申請は無し。2020年12月31日以降を対象とするプロジェクト登録、クレジット期間更新、CERの発行についてCDMとしての申請は行えない（64メカニズムとしての申請は可能）。
- ③ CDM理事会による64メカニズム立ち上げ支援（CDM理事会に対して6条監督委員会との協力及びCDMのソフト及びハードインフラを活用した64メカニズムの迅速な実施支援を要請）
- ④ CDM関連議題を終了（手続きのレビュー議題、理事会決定に対する申し立て手続き、土地利用変化、森林荒廃）
- ⑤ SBIにてCDM登録簿の64登録簿への移行措置について検討し、CMP17にて採択を検討。



CDMに関する資金の扱い

- ・ CDM信託基金から3000万ドル（30億円）を64監督委員会の活動費補助基金へ移転
- ・ CDM信託基金から1000万ドル（10億円）を64メカニズムの活用及びCDMの64メカニズム移管に向けたRCCを活用した能力構築活動補助基金に移転
- ・ CDM信託基金から2000万ドル（20億円）を適応基金に移転
- ・ CDMローン制度を2020年末で終了、CDMローン制度残金を地域の気候行動強化のための能力構築事業基金へ移転
- ・ SBIにてCDM信託基金の状況をレビュー、2023年のCMPにて検討。



6条8項:非市場アプローチの枠組み

原則

- ・枠組みは非市場アプローチの促進と統合を強化
- ・NDCの実施を促進

非市場アプローチの枠組み

- ・緩和・適応の野心向上

組織

- ・**グラスゴー委員会非市場アプローチを設置** (委員会はSBSTA議長主催の下、議長による指示の下でコンタクトグループの手続きを適用)
- ・更なる制度的な体制が必要であるか2027年のCMAにて検討。

作業計画の方式

- ・ワークショップ、サブミッション、技術ペーパー、関連機関との協力など

作業計画の活動

- ・非市場アプローチの特定
- ・UNFCCCウェブプラットフォームを通じた情報共有

今後の作業

- ・グラスゴー非市場アプローチ委員会に作業計画実施スケジュール策定を要請
- ・サブミッションの要請 (2022年2月28日)
- ・統合報告書の作成と第1回グラスゴー委員会による検討 (2022年6月)
- ・SBSTAにおけるインセッション・ワークショップの開催 (2022年6月)
- ・ワークショップ報告書を第2回グラスゴー委員会にて検討 (2022年11月)
- ・SBSTAにおいて作業計画をレビュー (2026年)

作業計画の初期フォーカスエリアで想定される活動例

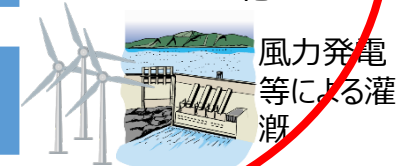
適応、強靱化、
持続可能性



気候変動への
対応・持続可能
な開発に貢献



クリーンエネル
ギー源の開発

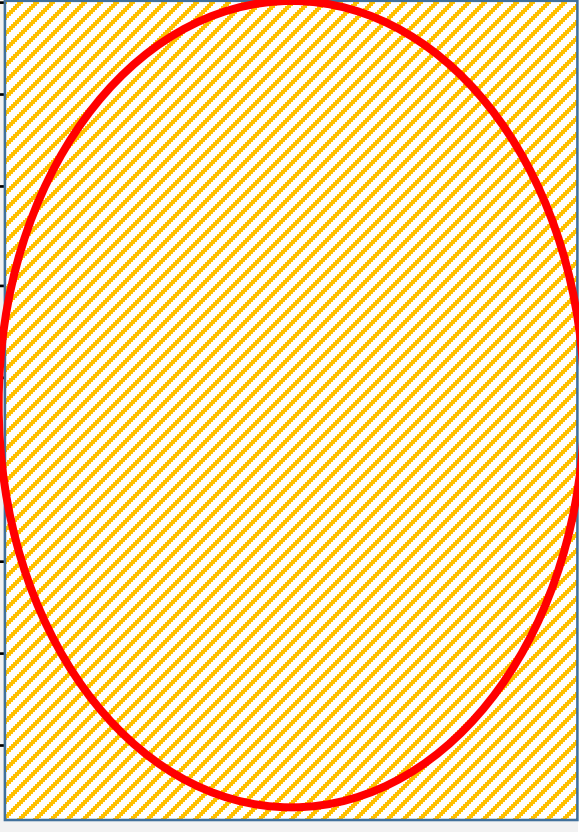


(参考) 透明性決定 (パラ77d)

NDCs進捗追跡のための共通報告表

3. 構造化概要：手法及び算定アプローチ—パリ協定第4条13及び14と決定4/CMA.1と整合（6条関連箇所）の抜粋

- ・パリ協定第13条の透明性枠組み下で、NDCsの進捗を追跡するために締約国が提出する情報のフォーマットが採択された。
- ・協力的アプローチが環境十全性を確保する方法等、6条関連の定性的な情報を記入する欄が、共通報告表の構造化概要に設けられている。

報告要件	記述、又はBTRの関連セクションへの参照
第4条下の各NDCについて	
IPCCで評価され、CMAで採択される方法論及び共通指標に従った、人為的排出及び吸収の算定	
関連する場合、第6条関連ガイダンスに従うものを含め、ネットのGHG排出削減量の二重計上を回避する方法に関する記述（MPGsパラ76(d)）	
第4条下のNDCへのITMOs使用を含む協力的アプローチに参加、又はNDC達成以外の国際緩和目的への緩和成果の使用を承認する各締約国	
第4条下のNDCへのITMOs使用を含む協力的アプローチに関連する手法に関する情報の提供（MPGsパラ75(f)）	
第6条に関してCMAが採択する決定に一貫する、各協力的アプローチが持続可能な開発を促進する方法に関する情報の提供（MPGsパラ75(d)(iv)）	
第6条に関してCMAが採択する決定に一貫する、各協力的アプローチが環境十全性を確保する方法に関する情報の提供（MPGsパラ75(d)(iv)）	
第6条に関してCMAが採択する決定に一貫する、各協力的アプローチが透明性を確保する方法に関する情報の提供（MPGsパラ75(d)(iv)）	
第6条に関してCMAが採択する決定に一貫する、とりわけ二重計上回避を確保する堅固な算定を適用する方法に関する情報の提供（MPGsパラ75(d)(iv)）	
第6条下の報告に関してCMAが採択する決定と一貫するその他の情報（MPGsパラ77(d)(iii)）	

(参考) 透明性決定 (パラ77d)

NDCs進捗追跡のための共通報告表

4. 構造化概要：パリ協定第4条下のNDC実施・達成における進捗の追跡（6条関連箇所の抜粋）

・ITMOsの移転量や使用量等、6条関連の定量的な情報を記入する欄も、共通報告表の構造化概要に設けられている。

単位、参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始点、適切な場合	前報告年の情報をカバーするNDC実施期間、該当する場合、及び最新年、最終年又は期間末を含む（MPGsパラ68及び77(a)(ii-iii)）	目標年又は期間	目標年又は期間	NDCへの進捗、各選定指標の最新情報比較により決定、最終年又は期間末を含む、参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始点を伴う（MPGsパラ69-70）
	年1 年2 … 最終年			

6条関連項目

パリ協定第4条下のNDCへのITMOs使用を含む協力的アプローチに参加、又はNDC達成以外の国際緩和目的への緩和成果の使用を承認する各締約国は提供（MPGsパラ77(d)）

該当する場合、NDC実施期間のみなしの複数年排出経路又は予算（決定XX/CMA.3付属書パラ7(a)(i)）

該当する場合、NDCと一貫するNDC実施期間の複数年排出経路又は予算（決定XX/CMA.3付属書パラ7(b)）

定期報告の年次情報の各項目（※最終状況等を除く。詳細略。）

該当する場合、NDC実施期間の経過年数で除した、ITMOsの累積量（決定XX/CMA.3付属書パラ7(a)(ii)）

第6条下の報告に関してCMAが採択する決定に沿ったその他の情報（MPGsのパラ77(d)(iii)）

パリ協定第4条下の締約国のNDCの達成の評価（MPGsパラ70）

締約国のNDC目標の再述

参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始点

目標年/期間の指標に関する最終情報、決定XX/CMA.3付属書III（相当調整）及びCMAの今後の決定に沿って必要な相当調整の適用を含む（決定XX/CMA.3付属書パラ23(l)）

比較

NDCの達成： {はい/いいえ、説明}

パリ協定6条交渉の経緯

パリ協定6条交渉経緯

	交渉の経緯
2015年	COP21（フランス・パリ）にてパリ協定採択（6条「市場メカニズム」が含まれる）
2016年	COP22（モロッコ・マラケシュ）にて6条実施指針の交渉始まる
2017年	COP23（フィジー・ボン）にてテキスト（ルール文書）についての交渉始まる
2018年	COP24（ポーランド・カトビチエ）にてパリ協定実施指針について大枠合意されるも、6条については合意見送り。 <u>→本来であればここで6条実施指針策定</u>
2019年	COP25（チリ・マドリード）にて6条について議論が進展するものの、合意見送り。
2020年	コロナの影響によりCOP26（英国・グラスゴー）の開催延期。
2021年	6月バーチャルにて補助機関会合、SBSTA議長コンサルテーション等の専門家会合を開催。 11月 COP26（英国・グラスゴー）にて6条の実施指針について合意。

COP25以降のパリ協定6条交渉状況

	COP/SB	大臣会合	首席交渉官会合	専門家会合
2020年	<p>補助機関会合 (SB) 6月→延期</p> <p>June Momentum 非公式イベント開催</p> <p>締約国会合 (COP26) 11月→延期</p> <p>Climate Change November Dialogue 非公式対話開催</p>		<p>6条に関する首席交渉官会合 (11月)</p>	<p>6条に関する専門家会合 (11月) →オンラインで開催</p>
2021年	<p>非公式補助機関会合 (SB) (6月) →オンラインで開催</p> <p>プレCOP (10月) →イタリア (ミラノ) で開催</p> <p>締約国会合 (COP26) (11月) →英 (グラスゴー) で開催</p>	<p>6条閣僚級準備会合@オンライン (7月上旬)</p> <p>COP26議長による閣僚級会合 (7月25/26日) →英 (ロンドン) で開催</p>	<p>6条に関するSBSTA議長コンサルテーション (3月)</p>	<p>6条に関するSBSTA議長コンサルテーション・サブミッション (4~6月、9月、10月) →オンラインで開催</p>

6条交渉の経緯

一週目 (10月31日～11月6日)

オープニング
(31 Oct)

6条ルールブック
締結に向けた声明

技術レベルでの未解決の問題を議論するため、補助機関会合で**12回の会合**を実施



Ver1 (11/2)

- 6条4項ベースライン、追加性
- 相当調整 (GHG以外)
- 非市場アプローチ
- OMGE
- CDMプロジェクト移管
- 6条4項SOP



Ver2 (11/5)



Ver3-4 (11/6)

二週目 (11月8日～11月13日)

COP26 議長国

非公式
ストックテイク
本会議
(8 Nov)

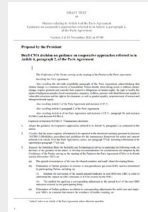
シンガポールとノルウェーが主導する**閣僚級会合**

【Political issues】

- 適応行動の支援
- 2020年以前のクレジット (CDM移管)
- 6条4項における二重計上防止



Ver1 (11/10)



Ver2 (11/11)



Ver3 (11/12)

クロージング
(13 Nov)



Ver4 (11/13)

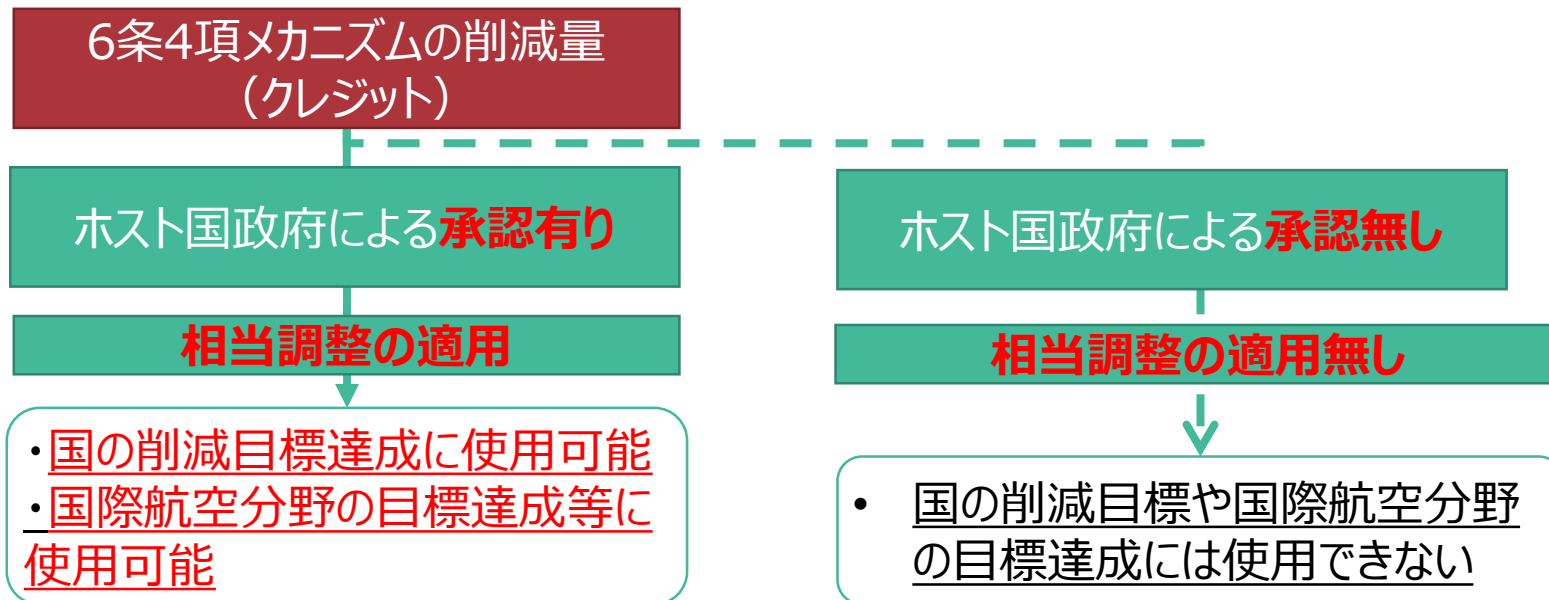
日本提案（二重計上防止の承認案）

問題の背景

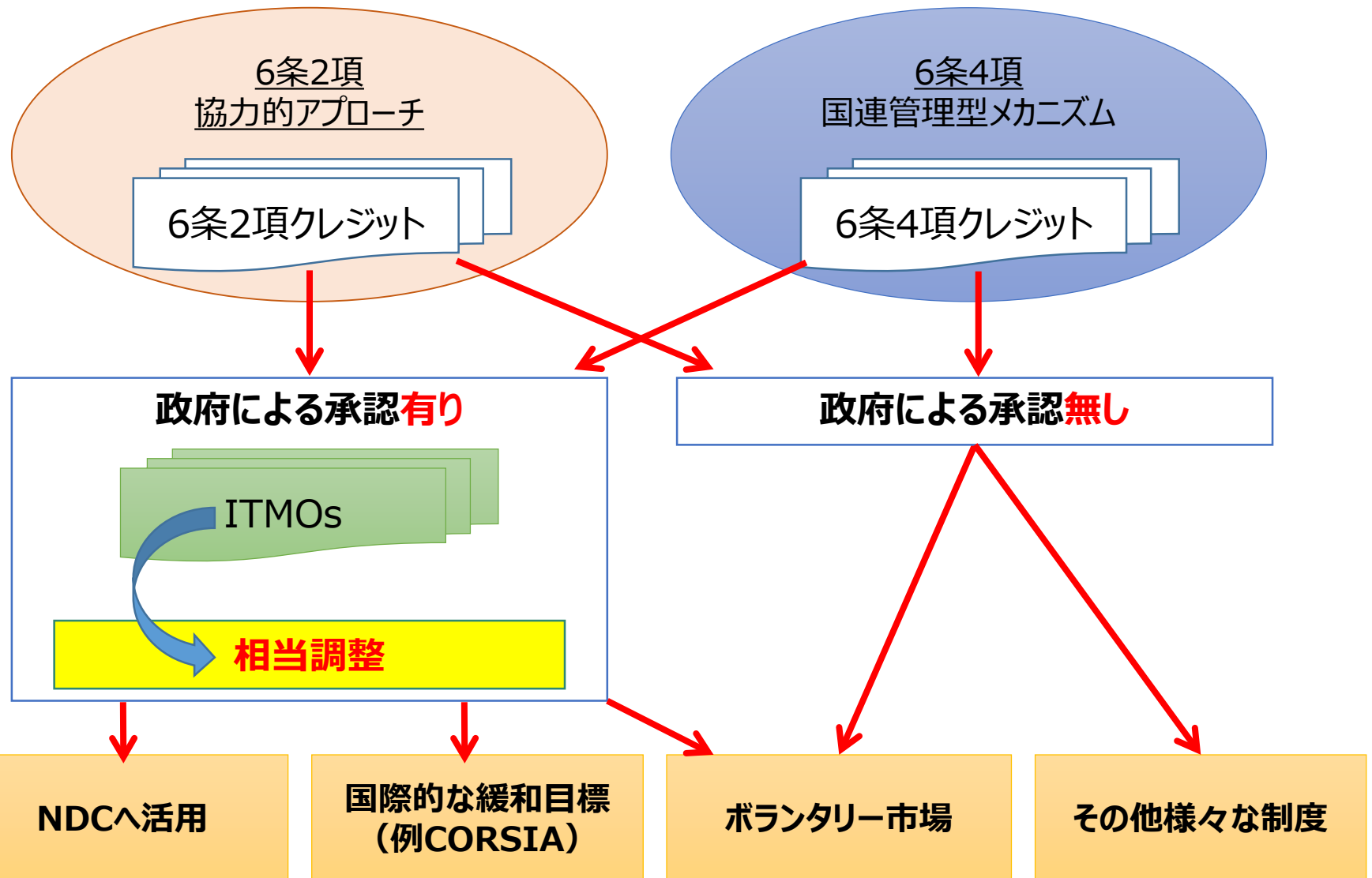
- 一部の途上国は、二重計上防止ルール（相当調整）の6条4項メカニズムへのルール適用免除や猶予期間の設定などを主張。6条の合意に向けた重要論点の一つであった。

日本提案

- 我が国より、6条4項メカニズムのプロジェクトを実施する**ホスト国が「承認（Authorization）」**するクレジットに対して相当調整が適用され、パリ協定に基づく各国の削減目標（NDC）及び国際航空分野などの目標達成に活用可能するルール案を提示。
- 本提案は**ホスト国が相当調整の適用を決める事が出来ること、ルールの適用免除や猶予期間の設定等が不要**となることから、多くの国が支持、6条交渉妥結のブレークスルーとなった。



クレジットの承認と活用



日本提案 (ベースラインアプローチ)

日本提案

日本政府サブミッション“Japan’s submission on Article 6 of the Paris Agreement Enabling ambition in Article 6 instruments” (2021)

Each mechanism methodology shall require the application of one of the following approaches to setting a baseline **that is below “business as usual”** while taking into account any guidance by the Supervisory Body, and justify the appropriateness of their choice:

(a) A performance-based approach, where

(i) **best available technologies** that represent an economically feasible and environmentally sound course of action are taken into account;

(ii) a baseline is based on the emissions of the **best performing comparable activities** providing similar outputs and/or services in similar social, economic, environmental and technological circumstances.

(iii) baseline is based on an **ambitious benchmark** representing a level of GHG emissions for activities within a defined scope and boundary

(b) An approach based on projected or **historical** emissions

(c) Where such approach cannot be applied, an alternative approach can be proposed. The justification shall include information on how the application of the proposed baseline approach is consistent with paragraph XX above.

決定文

Rules, modalities and procedures for the mechanism established by Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement

Methodologies

33. Mechanism methodologies shall encourage ambition over time; encourage broad participation; be real, transparent, conservative, credit **below “business as usual”** avoid leakage, where applicable; recognize suppressed demand; align to the long-term temperature goal of the Paris Agreement, contribute to the equitable sharing of mitigation benefits between the participating Parties; and, in respect of each participating Party, contribute to reducing emission levels in the host Party; and align with its NDC, if applicable, its long-

36. Each mechanism methodology shall require the application of one of the approach(es) **below to setting the baseline**, while taking into account any guidance by the Supervisory Body, and with justification for the appropriateness of the choices, including information on how the proposed baseline approach is consistent with paragraphs 33 and 35 above and recognizing that a host Party may determine a more ambitious level at its discretion:

(a) A performance-based approach, taking into account:

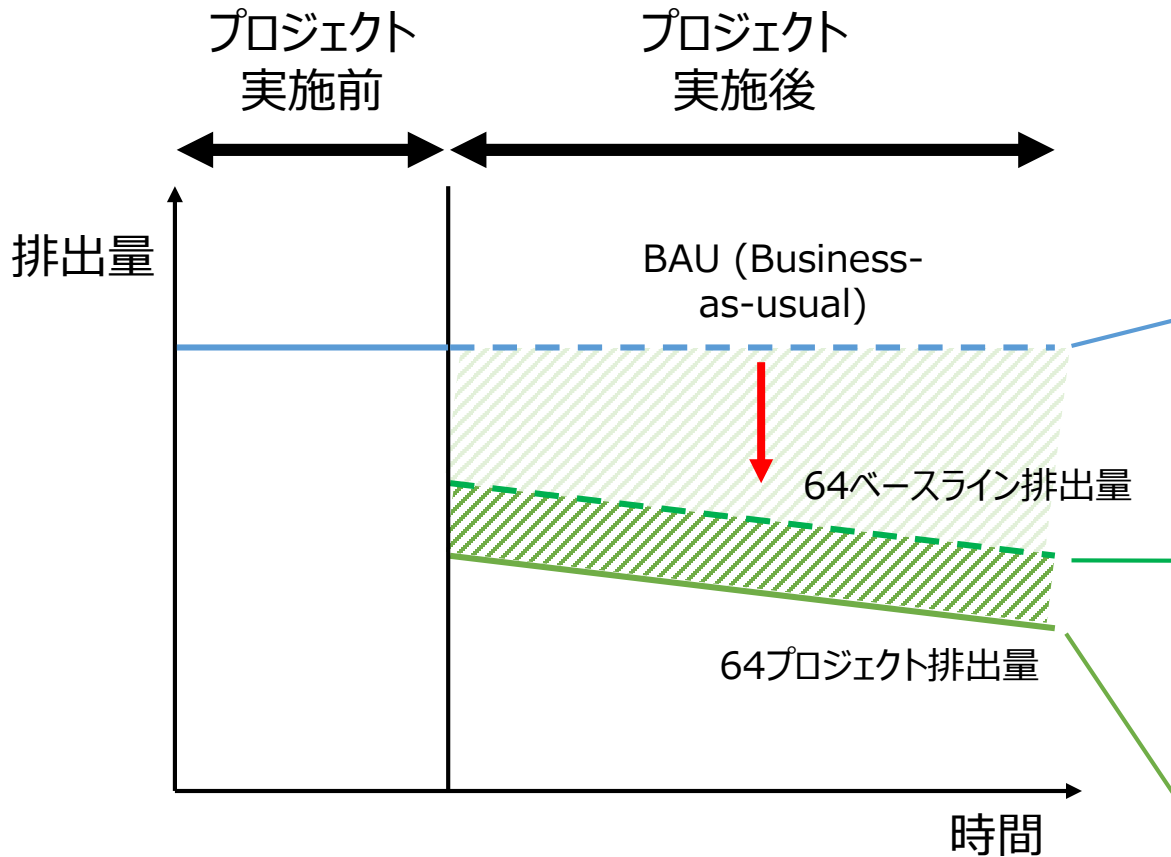
(i) **Best available technologies** that represent an economically feasible and environmentally sound course of action, where appropriate;




(ii) An **ambitious benchmark** approach where the baseline is set at least at the average emission level of the **best performing comparable activities** providing similar outputs and services in a defined scope in similar social, economic, environmental and technological circumstances;

(iii) An approach based on existing actual **historical** emissions, adjusted downwards to ensure alignment with paragraph 33 above.

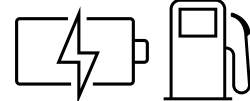

日本の提案が決定文書へ複数記載

参考：64方法論の考え方



 +  = 実際のGHG削減量
 = クレジット発行量

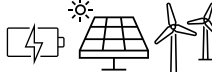

既存技術(BaU)の排出量

エネルギー消費量 	GHG排出量 
--	--

**ベースライン排出量
(BATやベンチマークを考慮して設定)**

エネルギー消費量↓ 	GHG排出量↓ 
---	---

**プロジェクト排出量
(モニタリングによる実測)**

エネルギー消費量↓↓ 	GHG排出量↓↓ 
--	--

⇒ JCM（二国間クレジット制度）の純排出削減計算方法の概念に類似

6条ルール合意を踏まえた今 後の実施方針

- COP26において、パリ協定6条（市場メカニズム）ルールの大枠が合意、市場メカニズムを活用した世界での排出削減が進展することが期待される。
- 6条ルール交渉をリードし、世界に先駆けてJCMを実施してきた我が国として、以下3つのアクションを通じて、世界の脱炭素化に貢献する。

<3つのアクション>



1. JCMのパートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化
2. 民間資金を中心としたJCMの拡大
3. 市場メカニズムの世界的拡大への貢献

1. JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化

● インド太平洋を重点地域として、JCMパートナー国拡大の交渉を加速化

…現状の東南アジア等を中心とした17のパートナー国からの拡充を目指し、太平洋島嶼国や南西アジア等のインド太平洋地域を重点地域として交渉を加速化。

2021年度は日印環境政策対話、第9回太平洋・島サミット (PALM9) 共同行動計画に基づきJCMに関するワークショップを実施。



● 来年のCOP27エジプト開催も踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化

…2022年のCOP27がアフリカでの開催が予定されていることも踏まえ、アフリカにおけるJCMの実施を強化



United Nations
Framework Convention on
Climate Change

● アジア開発銀行 (ADB)、国連工業開発機関 (UNIDO)、世界銀行等と連携した案件形成・実施を強化

…インド太平洋地域 (ADB)、アフリカ地域 (UNIDO) でのJCMの実施及び国際社会全体 (世界銀行) における6条の理解増進とプロジェクト実施について強化。
ADBには、JCM信託基金を設置し、脱炭素技術導入に係る追加コストを支援。

2. 民間資金を中心としたJCMの拡大

- 民間企業において、JCMを通じた国際的な排出量取引市場への参加の関心が高まることを踏まえ、年内に経済産業省等の関係省庁等と、民間資金を中心としたJCMプロジェクト形成に向けた検討を開始。

…新たな地球温暖化対策計画では、JCMは2030年度までの累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指すこととしている

…JCMの更なる活用にあたっては、官民連携を通じて温室効果ガス排出削減及び持続可能な開発に貢献するプロジェクトの形成をさらに強化・拡充するため、従来の設備補助等の拡充等だけでなく、民間資金を中心としたJCMプロジェクトの案件組成（民間JCM）を推進するための課題整理、実施促進が必要



…現時点のJCM実施スキームをレビューしつつ、民間事業者が自らの資金によりJCMを活用するに当たり、政府と当該民間事業者の役割分担、相手パートナー国とのJCM合同委員会での扱い方などの実務的な観点からの課題を整理し、実施促進策を検討する

3. 市場メカニズムの世界的拡大へ貢献

- 国連気候変動枠組条約の地域協力センター（RCC※）、世界銀行の市場メカニズム実施パートナーシップと連携し、政府職員・事業者の能力構築を支援。
- 6条の体制構築支援、6条実施の報告、実施プロジェクトによる削減量算定に必要な技術支援等を実施。

※能力開発、技術支援、戦略的ネットワーキングを通じ、国の気候変動対策を支援し、グリーン開発を推進するためのノウハウとリソースを提供するセンター。
2012年以降、6地域に設置され、アジア太平洋地域のRCCバンコクセンターは、公益財団法人IGESのバンコク地域センター内に設置。

…今後はパリ協定第6条の世界的な迅速な運用に向け、日本が支援してきたアジア太平洋地域の地域協力センター（RCC）で取り組んできた経験やネットワークを十分に活用し、以下の活動支援を実施



- 6条プロジェクトのホスト国政府・事業者に対する6条ルール（関係ルール、相当調整など）についての理解向上ワークショップの開催
- 京都議定書下のグリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトのパリ協定の6条4項メカニズムへの移管に向けたホスト国内におけるプロジェクト承認体制の構築支援
- 事業者及びホスト国政府への6条4項メカニズムに適用される方法論の開発支援
- RCCネットワークを活用した中南米、アフリカ、中東との情報・経験共有 等

ご静聴ありがとうございました

